

やぶさめの里総合公園指定管理者募集要項

やぶさめの里総合公園の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び肝付町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年10月3日条例第169号。以下「条例」という。）に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

1. 対象施設の概要

(1) 施設の名称

やぶさめの里総合公園（以下「総合公園」という。）

(2) 施設の所在地

肝付町新富5590番地35

(3) 施設概要

「やぶさめの里総合公園指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）」記載のとおり

(4) 利用状況

「施設の利用状況」記載のとおり

2. 指定管理者が行う業務

(1) やぶさめの里総合公園の設置及び管理に関する条例（以下「設置管理条例」という。）第4条及び第5条に規定する事業

(2) 施設・設備の維持及び管理に関する業務

(3) 施設の利用許可等に関する業務

(4) 利用料金の収受等に関する業務

(5) 上記業務に付随する業務

※具体的な業務内容及び履行方法は、仕様書記載のとおり

3. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

ただし、条例において定める指定の取消し等に至ったときは、その限りではありません。

4. 指定管理料

指定管理者が総合公園の管理運営を行うために要する指定管理料は、町からの委託料を充てるものとします。

指定管理料の支払いは会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごととし、指定管理者の請求に基づき町が支払うものとします。指定管理料の金額や支払い時期等は、指定管理者から提出された事業計画及び収支予算書に基づき、年度協定書で定めるものとします。

なお、指定管理料の精算は行わないものとします。

5. 納付金

設置管理条例第7条第5項の規定に基づく納付金は、年度協定書で定めるものとします。

6. 応募資格

(1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。（法人格の有無は問いません。）

(2) 法人等又はその代表者が、次に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

- オ 本町における指定管理者の指定手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- キ 市町村税・県税・国税を滞納している者
- (3) 法人等の団体の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力があること。
- (4) 指定期間中、安全円滑に総合公園を管理運営できること。
- (5) 総合公園の管理運営に必要な免許を有すること。ただし、外部に委託する場合は、委託先が資格及び免許を有していること。

7. 提出書類

肝付町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、次の書類を提出してください。

- (1) 指定申請書（規則様式第1号）
- (2) 事業計画書（規則様式第2号）
- (3) 収支予算書（規則様式第3号）
- (4) 申請者に関する書類
 - ア 定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあっては、会則等）
 - イ 団体の前事業年度の収支（損益）計算書又はこれに相当する書類
 - ウ 団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録
 - エ 団体の事業報告書を作成している場合は、その報告書
 - オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
 - カ その他町長が必要と認める書類
 - ・ 印鑑証明書
 - ・ 法人又は団体の概要として、経歴・実績及び資本金等
 - ・ 団体及び代表者の3か月以内に発行された市町村税・県税・国税の納税証明書（納税義務者でない場合は、その理由を記載した申立書）
 - ・ 施設を管理するにあたって必要な免許の取得を証する書類（ただし、外部委託による場合は免除とする。）

※任意団体（公民館等）においては、指定管理者になることについて、会員の上承を受けたことを証する書類（総会議事録等）

8. 申請手続

(1) 現地説明会の実施

- ア 日 時：令和7年10月23日（木） 午後3時30分から（1時間程度）
- イ 場 所：総合公園 高山やぶさめ館 高山温泉ドーム
- ウ 内 容：募集要項等の説明及び施設見学
- エ 手 続：説明会への出席を希望する者は、令和7年10月17日（金）までに林務水産商工課まで電話で連絡してください。（TEL 0994-67-2116）

(2) 質疑等

質疑がある場合は、「質疑書」をメールかFAXにて提出してください。

（E-mail：syoukou@town.kimotsuki.lg.jp ・ FAX：0994-67-2488）

ア 質疑受付：令和7年11月11日（火）まで

イ 回答方法：質問に対する回答は現地説明会時又は文書等で行います。

(3) 申請書類提出期間及び提出先

- ア 提出期間：令和7年11月4日（火）から令和7年11月18日（火）まで
ただし、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

- イ 提出先：〒893-1402 鹿児島県肝属郡肝付町南方2643番地
肝付町役場内之浦総合支所 林務水産商工課
- ウ 提出方法：持参又は郵便等（電子メール、FAXでの提出は受け付けません。）
- エ 提出部数：正本1部、副本2部（副本は複写可）

9. 選定方法

規則第4条の規定により設置する肝付町公の施設に係る指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）における書類審査及び面接審査を経て、条例第4条の規程に基づく次の基準等により、総合的に判断し、指定管理者候補として選定します。

なお、面接審査の開催日時、場所、実施方法等については、別途連絡します。

10. 無効又は失格

以下の事項のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- (1) 申請書の提出期限、提出先、提出方法等が守られていなかった場合。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) その他、審査委員会の協議の結果、不適当と認められる場合。

11. 選定結果の通知

選定結果については、審査委員会後速やかに申請者全員にお知らせします。

12. 指定管理者の指定及び協定書の締結

選定された指定管理者の候補者は、肝付町議会に議案を提出の上、議決後に施設の管理業務等について協議し、協定を締結します。

なお、指定管理者として指定された場合、直ちに業務開始のための準備を行う必要があります。

13. その他

- (1) 指定管理者は、管理業務を行うため、新に職員を雇用する場合は、現に勤務している職員の採用に配慮すること。
- (2) 指定管理者の候補者が協定締結までに次の事項に該当するに至ったときは、選定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき
 - イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき
- (3) 提出書類は返却いたしません。
- (4) 審査委員会の選定結果について異議の申し立てはできません
- (5) 申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。
- (6) 提出書類は、必要に応じて複写します。（使用は役場、審査委員会での検討のみに限ります。）
- (7) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (8) 総合公園における温泉施設は、温泉水等を加温するための主要な熱源として薪ボイラーを導入しています。循環型社会形成への寄与等を考慮して今後も活用すること。

施設の利用状況

1. 施設の利用状況及び管理運営人員等

令和3年度	宿泊者数	870人	1日あたり2.3人
	温泉入浴者数	104,185人	1日あたり285.4人
	従業員数	正社員数 7人	地元雇用 13人
		臨時・パート人員 13人	
令和4年度	宿泊者数	1,912人	1日あたり5.2人
	温泉入浴者数	101,103人	1日あたり276.9人
	従業員数	正社員数 7人	地元雇用 14人
		臨時・パート人員 13人	
令和5年度	宿泊者数	2,082人	1日あたり5.7人
	温泉入浴者数	131,911人	1日あたり361.4人
	従業員数	正社員数 6人	地元雇用 17人
		臨時・パート人員 16人	
令和6年度	宿泊者数	1,662人	1日あたり4.5人
	温泉入浴者数	129,245人	1日あたり354.0人
	従業員数	正社員数 5人	地元雇用 12人
		臨時・パート人員 18人	

2. やぶさめの里総合公園収支決算状況

(単位：円)

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
売上高	43,671,732	46,152,323	61,643,451	58,103,174
売上原価	9,052,032	10,400,480	13,050,173	12,328,176
売上総利益	34,619,700	35,751,843	48,593,278	45,774,998
販売管理費	60,434,886	66,600,080	68,908,594	73,339,721
人件費	30,213,307	32,221,597	34,408,342	37,813,399
燃料費	786,010	0	0	0
光熱水費	16,811,002	20,139,584	17,100,824	19,700,652
修繕料	129,426	214,886	546,286	299,263
広告宣伝費	394,256	378,280	769,043	491,976
手数料	0	1,414,728	1,758,180	1,610,048
通信運搬費	625,857	789,114	642,726	535,642
旅費交通費	230,964	741,060	1,007,153	1,191,651
車両管理費	136,555	179,046	11,000	172,726
保険料	96,000	96,000	273,900	137,049
消耗品費	234,361	112,845	180,291	159,268
会費等	0	115,000	168,613	184,800
手数料等	41,154	366,080	465,816	230,667
保守保全費	3,829,150	4,058,500	4,077,850	3,926,700
委託料	1,173,285	0	0	0
使用料及び賃借料	1,543,768	1,904,488	2,237,074	2,356,790
備品購入費	0	0	0	0
システム管理費	1,200,000	1,200,000	1,200,000	900,000
雑費	31,279	31,538	152,196	104,222
租税公課費	17,000	0	0	0
消費税納付額	2,941,512	2,637,334	3,909,300	3,524,868
当期利益	▲25,815,186	▲30,848,237	▲20,315,316	▲27,564,723

※決算状況に指定管理料は含まない

質疑書

令和 年 月 日

肝付町長 殿

団体名
代表者名
担当者名
(電話 :)
(FAX :)
(Mail :)

施設名 やぶさめの里総合公園

質問事項	具体的な内容